

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和6年9月27日（金） 14:14～14:21

【場 所】7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 及川春樹委員 千葉和彦委員 小野寺満委員
高橋浩委員 千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員
※正副議長の出席あり

【出席委員外議員】佐藤正典議員

【欠席委員】今野裕文委員

【説明者】浦川総務部長 梅田総務課長

【事務局】鈴木事務局長 菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
(1) 議事日程第6号等について
 - 4 その他
 - 5 閉会
-

【概 要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） 大変お疲れ様です。ただいまより議会運営委員会を開会いたします。
委員長の挨拶の後、委員長が進めます。よろしくお願いいたします。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） お疲れ様です。では、議事日程の追加分に関して協議して参りますので
よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 議事日程第6号等について

○委員長（小野優君） 協議事項の(1)議事日程第6号について、①、②関連がありますので合
わせて事務局より説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） それでは、①議員発議についてご説明したいと思います。

発議案第25号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意
見書についてです。

2ページをご覧ください。

提出者は高橋浩議員、賛成者は今野裕文議員、佐藤正典議員、中西秀俊議員、小野寺重議員、加藤清議員となります。

提出理由は、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求めることについて、関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

次に3ページをご覧ください。

意見書を読み上げます。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書

再審は誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度は、再審請求手続における全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることによって再審決定まで長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていません。

証拠開示は再審請求手続において大きな役割を果たしており、証拠開示の制度化の重要性は明らかであるが、刑事訴訟法における再審に関する規定が少ないため裁判所の裁量に委ねられています。平成28年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められます。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されていることから、再審請求手続の長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申立てはできないようにするべきです。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について、刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望します。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月27日

岩手県奥州市議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣の4人です。

次に②、議事日程第6号について（日程追加）についてご説明いたします。

本日の議事日程への発議案の追加についてですが、ページは5ページをご覧ください。

本日の議事日程第6号中、日程第25、陳情第11号の次に、発議案1件を日程に追加して、審議を再開することとしてお諮りいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

皆様から質問等ありますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

○委員長（小野優君） ではこの後の議会もこのように進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

4 その他

○委員長（小野優君） その他、何かありますでしょうか。

＜ 「なし」との声あり ＞

○委員長（小野優君） 事務局から時間について、鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木常義君） それでは、午後2時35分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5 閉会

○副委員長（千葉敦君） これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。